

適合証明業務料金規程

平成 19 年 10 月 10 日改定

平成 20 年 9 月 26 日改定

平成 21 年 3 月 10 日改定

平成 22 年 3 月 5 日改定

平成 22 年 9 月 17 日改定

平成 23 年 4 月 1 日改定

イーハウス建築センター株式会社

適合証明業務料金規程

(趣旨)

第 1 条 この適合証明業務料金規程(以下「規程」という。)は、イーハウス建築センター株式会社(以下「当社」という。)が行う住宅金融支援機構の適合証明業務に係る料金について必要な事項を定めるものとする。

(料金の区分)

第 2 条 適合証明業務の料金は、新築住宅、賃貸住宅融資に区分し、新築住宅にあつては一戸建て住宅と共同住宅に区分し、賃貸住宅融資は戸建て以外とする。

2 優良住宅取得支援制度(以下「優良住宅」という。)における料金は一戸建て住宅と共同住宅に区分するものとする。

(新築・一戸建て住宅における料金)

第 3 条 一戸建て住宅における一般のフラット 35 及び優良住宅の料金は別表Ⅰのとおり当社において(1)確認検査を受けた物件、(2)住宅性能評価又は長期優良住宅の認定を受けた物件、(3)確認検査と住宅性能評価又は長期優良住宅の認定を受けた物件、(4)いずれも受けない物件に区分した(1)から(4)の設計検査料金と現場検査料金(中間現場検査、竣工現場検査・適合証明料金)を加算した額とする。

2 本料金のほかに出張費が必要とされる物件は、当社において確認検査と同日日に現場検査を受けない物件が対象で別表Ⅴの各地域区分に該当する出張費を加算する。

(新築・共同住宅における料金)

第 4 条 共同住宅における一般のフラット 35 及び優良住宅の料金は別表Ⅱのとおり当社において(1)確認検査を受けた物件、(2)住宅性能評価又は長期優良住宅の認定を受けた物件、(3)確認検査と住宅性能評価又は長期優良住宅の認定を受けた物件、(4)いずれも受けない物件に区分した(1)から(4)の設計検査料金と現場検査料金(中間現場検査、竣工現場検査・適合証明料金)を加算した額とする。

現場検査料金の算出においては、上限戸数を「201 戸以上」とする。

2 本料金のほかに出張費が必要とされる物件は、当社において確認検査と同日日に現場検査を受けない物件が対象で別表Ⅴの各地域区分に該当する出張費を加算する。

(登録マンションにおける料金)

第 5 条 登録マンションにおける一般のフラット 35 及び優良住宅の料金は、別表Ⅲのとおり当社において(1)確認検査を受けた物件、(2)住宅性能評価又は長期優良住宅の認定を受けた物件、(3)確認検査と住宅性能評価又は長期優良住宅の認定を受けた物件、(4)いずれも受けない物件に区分した(1)から(4)の設計検査料金と現場検査料金(中間現場検査、竣工現場検査・適合証明料金)を加算した額とする。

現場検査料金の算出においては、上限戸数を「201 戸以上」とする。

2 本料金のほかに出張費が必要とされる物件は、当社において確認検査と同日日に現場検査を受けない物件が対象で別表Ⅴの各地域区分に該当する出張費を加算する。

(賃貸住宅融資における料金)

第 6 条 賃貸住宅融資の料金はファミリー対応・高齢者対応及びまちづくり融資に区分し次の項に定める額とする。

2 ファミリー対応、高齢者対応の賃貸住宅融資の料金は別表Ⅳ(1)に定める額とし、まちづく

り融資の賃貸住宅融資の料金は別表Ⅳ(2)に定める額とする。

- 3 前項に定める別表Ⅳ(1)及び(2)のとおり当社において(1)確認検査を受けた物件、(2)住宅性能評価又は長期優良住宅の認定を受けた物件、(3)確認検査と住宅性能評価又は長期優良住宅の認定を受けた物件、(4)いずれも受けない物件に区分した(1)から(4)の設計検査料金と現場検査料金(竣工現場検査・適合証明料金)を加算した額とする。
- 4 本料金のほかに出張費が必要とされる物件は、当社において確認検査と同日日に現場検査を受けない物件が対象で別表Ⅴの各地域区分に該当する出張費を加算する。

(適合証明書の再発行料金)

第7条 適合証明書の再発行料金は、適合証明書1通につき、次に定める額とする。

ア 適合証明書(申請者用)	5,250 円
イ 適合証明書(金融機関提出用)	5,250 円
ウ 適合証明書(住宅金融支援機構提出用)	5,250 円

(再検査等の料金)

第8条 再検査の場合は、別表Ⅰ、別表Ⅱ、別表Ⅲ、別表Ⅳ(1)及び(2)の現場検査料金に定める額に出張費(別表Ⅴ)を加算した額とする。

- 2 当機関の実施者が現場に行ったが立会人の不在など申請者の責に帰すべき事由で検査が出来なかった場合は、前項に示す料金と同額の追加料金を加算する。

(消費税の表示)

第9条 本規程に定める料金については、消費税を含むものとし、消費税込みの価格を表示する。

(料金の納入時期)

第10条 申請者は本規程に定める料金を、申請が受理されてから原則2週間以内に納入すること。ただし、設計検査通知書、中間現場検査通知書、適合証明書が発行される前日までに納入すること。

(料金の納入方法)

第11条 申請者は、当機関の指定する銀行口座に振り込みの方法で支払うものとする。なお、振込み手数料は申請者が負担するものとする。

(料金の返還)

第12条 納入した料金は、返還しない。ただし、当機関の責に帰すべき事由により適合証明業務が実施できなかった場合は、この限りではない。

附則

平成19年10月10日	制定
平成20年9月26日	改定
平成21年3月10日	改定
平成22年3月5日	改定
平成22年9月17日	改定
平成23年4月1日	改定